

岩国地域における公共施設アクションプログラム

東エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域東エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
東	24	3,885	7,390人	858人 (11.6%)	4,349人 (58.9%)	2,183人 (29.5%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域東エリアの公共施設は、16施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。（※東小学校は小中一貫校）

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	学習等供用会館	東	三笠供用会館	—	RC	1990	330.00	○	洪水	継続	譲渡,協議	32
2	市民文化系施設	学習等供用会館	東	川口供用会館	—	RC	1982	130.50	○	洪水	継続	譲渡,協議	34
3	市民文化系施設	学習等供用会館	東	東供用会館	—	RC	1971	537.06	○	洪	継続	検討	35
4	市民文化系施設	その他市民文化系施設	東	岩国市働く婦人の家	—	RC	1982	607.58	○	洪・高	移転	廃止	60
5	スポーツ・レクリエーション系施設	プール	東	岩国市営立石プール	—	RC	1981	102.76	旧	洪・高	移転	検討	89
6	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	東	岩国市日の出公園	—	RC	2020	1,263.89	○	高	継続	維持(長寿)	115
7	学校教育系施設	小学校	東	東小学校（※）	○	RC	2020	9,814.52	○	—	継続	維持(長寿)	156
8	学校教育系施設	中学校	東	東中学校	○	RC	2020	7,169.47	○	洪・高	継続	維持(長寿)	172
9	保健・福祉施設	障害者福祉施設	東	岩国市太陽の家	—	RC	1985	175.21	○	洪・高	継続	検討	195
10	子育て支援施設	保育園	東	ひがし保育園	○	RC	1972	919.43	×	洪・高	継続	検討	211
11	子育て支援施設	児童館	東	岩国市こども館	—	RC	1989	1,767.58	○	洪・高	継続,検討	検討	220
12	子育て支援施設	放課後児童教室	東	東放課後児童教室	○	東小学校併設			○	高	継続	維持(長寿)	226
13	行政系施設	消防団車庫等	東	麻里布分団第2部消防車庫	—	S	1991	107.65	○	洪・高	継続	維持(修繕),検討	260
14	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	東	サンライズクリーンセンター	—	SRC	2019	13,870.90	○	高	継続	維持(長寿)	319
15	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	東	岩国市日の出町最終処分場	—	S	2002	1,451.82	○	高	継続	維持(長寿)	321
16	その他	普通財産集会所	東	東会館	—	W	1994	293.93	○	洪	継続	譲渡,協議	328

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
東エリア	東供用会館	24	3,885世帯	7,390人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、供用会館が1. 三笠供用会館、2. 川口供用会館、3. 東供用会館の3施設、普通財産集会所が16. 東会館の1施設、合わせて4施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 三笠供用会館、2. 川口供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等へ譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

3. 東供用会館

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

16. 東会館

公共事業を実施するための条件整備として建設した施設で、新耐震基準で建設した施設であり、一定の改修を行うことで継続使用が可能なこと、施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

3. 東供用会館

東エリアの地域づくり拠点施設とします。1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年が経過しています。卓球や体操などに使用され、諸室の稼働率は9.9%~24.7%で、年間約10,200人が利用しています。2011年に耐震工事を行い、耐震基準を満たしていますが老朽化が顕著となっており、地域づくり拠点施設として位置付けることから、必要な修繕等を行い継続使用し、10年後を目途に、施設の在り方を検討します。

管理運営は指定管理者が行っていますが（光熱水費等は市が支出）、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法を令和7年度までに検討します。

1. 三笠供用会館、2. 川口供用会館

三笠供用会館は、1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。3B体操や習字教室などに使用され、諸室の稼働率は1.3%~24.2%で、年間約6,000人が利用しています。

川口供用会館は、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。体操教室や護身教室などに使用され、諸室の稼働率は0.8%~8.2%で、年間約1,400人が利用しています。

いずれの施設も地元自治会が指定管理者となり管理運営し、地域住民の自主的な活動に使用されていることから地域コミュニティの活動の場の施設とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

16. 東会館

公共事業の実施に伴う地元要望に応じて設置した施設で、1994年に新耐震基準で建設し、建築から29年経過しています。地域に無償で貸し付け、一部の費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティの場の施設とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、4. 岩国市働く婦人の家を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

4. 岩国市働く婦人の家

働く婦人及び勤労家庭の主婦の相談・講習会など女性の社会進出を支援する役割は必要であるものの、周辺の公共施設でも事業の実施が可能なことから、機能の移転を図る。

建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、機能の移転を図りながら、修繕が必要となった段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

4. 岩国市働く婦人の家

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過し、老朽化が進んでいます。女性のつどいフェスタなどの事業のほか、市民団体の自主的な活動で使用されていますが、周辺の公共施設でも実施が可能なことから、当面、継続使用しますが、老朽化が顕著となる10年後を目途に、機能は他の公共施設に移転し、当施設は廃止する方向で関係者と協議します。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設として、5.岩国市営立石プールを設置しています。このほか、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備えた施設を1施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

プールについては、利用実態を精査し、学校プールの利活用を含む今後の在り方について検討します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

※1 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(5)小学校 (6)中学校を参照）

施設名	方向性
東小学校・東中学校	維持（長寿）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（施設の詳細は、(2)その他市民文化系施設を参照）

施設名	方向性
岩国市働く婦人の家	廃止協議

イ 個別施設計画での方向性

5. 岩国市営立石プール

市民の健康増進と体育・スポーツの振興に資するため、当面は機能を継続するが、利用実態を踏まえ、近隣の学校プールに機能を移転する。

建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、当面は継続利用するものの、利用実態を踏まえ、廃止を含めて今後の在り方を検討する。

ウ アクシヨンプログラム

5. 岩国市営立石プール

1981年に建設し、建築から42年経過しています。利用実態を踏まえ、近隣の学校プールへの機能移転を含め、施設の在り方について検討します。附帯施設の更衣室は、同年に旧耐震基準で建設し、老朽化が進んでおり、プールの在り方の検討にあわせて対応します。

(4) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、6. 岩国市日の出公園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は121ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 岩国市日の出公園

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシヨンプログラム

6. 岩国市日の出公園（スパ・サンライズ）

サンライズグリーンセンターの建設に伴い設置した施設で、温水利用型健康運動施設「スパ・サンライズ」と多目的広場で構成しています。2020年に新耐震基準で建設し、建築から3年経過しています。保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営（業務委託）で行っていますが、令和7年度までに、効果的・効率的な管理運営手法について検討します。

(5) 小学校 (6) 中学校

小学校として7. 東小学校を、中学校として8. 東中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165、177ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性について検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 東小学校、8. 東中学校

耐震基準を満たし、建築から 40 年未満の施設であり、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

7. 東小学校、8. 東中学校

東小学校と東中学校の老朽化に伴い、市内で初めて小中一貫校として 2020 年に新耐震基準で改築し、3 年が経過しています。「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で、令和 7 年度までに検討します。

(7) 障害者福祉施設

障害者福祉施設として、9. 岩国市太陽の家を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 196 ページを参照）

【機能】【施設】

障害者総合支援法に基づく通所施設については、社会福祉法人などの民間事業者が別途同法に基づく事業者の認定を受け、自ら事業収入を確保して経営できることから、市の役割の明確化を図った上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

【管理運営】

施設の管理業務を指定管理者制度で運用し、施設内で実施している各種業務については別途業務委託契約を締結して実施しています。

今後も市が継続して運営する施設については、施設の管理運営と施設内で行う事業を、効果的かつ効率的に行う指定管理者制度導入の主旨に基づき、現行の手法について見直しを図ります。

イ 個別施設計画での方向性

9. 岩国市太陽の家

基本動作指導や集団生活への適応訓練など就学前の児童の発達支援を行うために必要な機能であることから継続する。

耐震基準を満たしているものの、隣接するひがし保育園の一部が耐震基準を満たしておらず、建て替え等が必要なことから、市の役割を明確にした上で、民間事業者による設置・運営を含め、今後の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

9. 岩国市太陽の家

1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。児童福祉法に基づく児童発達支援を行う事業所として、心身に障害のある就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導

や集団生活への適応訓練などを行うもので、障害児通所給付費などにより民間事業者でも設置・運営が可能となっています。

隣接するひがし保育園の施設の方向性を踏まえ、検討します。

(8) 保育園

保育園として、10. ひがし保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 213 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

10. ひがし保育園

建物は、耐震基準を満たしていない棟があり、老朽化が顕著なことから、建て替え又は民営化について検討する。

ウ アクションプログラム

10. ひがし保育園

園舎は、1972 年と 1975 年に旧耐震基準で建設し、2 棟のうち 1 棟は、耐震基準を満たしておらず、いずれも建設から 45 年以上が経過しています。「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、施設の建て替えについて検討します。

(9) 児童館

児童館として、11. 岩国市こども館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 221 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

児童館は、18 歳未満の児童を対象とする児童厚生施設となっているものの、本市の児童館は、乳幼児又は小学生以下の児童を対象とし、児童（小学生）への健全な遊びの場の提供や地域子育て支援センター機能を担っています。

子育て支援センターや放課後児童教室、放課後子ども教室など類似の事業も展開していることから、中学生以上の児童が活動・交流する機能（居場所づくり）の必要性や、子育て支援、児童虐待防止の機能の在り方について、児童館の必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 岩国市こども館

就学前児童と保護者及び小学生までの児童の健全育成を目的とする機能は当面継続するものの、岩国市保健センターで実施する子育て世代包括支援センターなどと機能が重複することから、こども館の在り方について検討する。

建物は、耐震基準を満たしているものの、施設は別用途で建設されたことにより、ホール的な要素が大きいことから、上記の検討結果に基づき、施設の在り方について検討するとともに、管理運営の在り方についても検討する。

ウ アクションプログラム

11. 岩国市こども館

岩国市勤労者福祉センターとして国の機関が建設した施設を、2003年に市が取得し、2004年から岩国市こども館として開館した建物で、1990年に新耐震基準で建設され、建築から33年が経過しています。こども家庭センターと連携して子育て支援を実施しており、児童館としても機能を継続することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(10) 放課後児童教室

放課後児童教室として、12. 東放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

12. 東放課後児童教室

学校の教室を使用して開設していることから、学校の改修等に合わせて長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

12. 東放課後児童教室

東小中学校の建物内に開室していることから、学校施設に合わせて対応します。

(11) 消防団車庫等

消防団車庫等として、13. 麻里布分団第2部消防車庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

13. 麻里布分団第2部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

13. 麻里布分団第2部消防車庫

1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、消防団施設の再配置計画を令和8年度までに策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(12) ごみ処理場・クリーンセンター

ごみ処理場・クリーンセンターとして、14. サンライズクリーンセンター、15. 岩国市日の出町最終処分場の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は321ページを参照）

【機能】【建物】

一般廃棄物の処理は市の責務であり、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から今後も継続します。

新耐震基準の建物については、計画的な改修を行い継続使用し、旧耐震基準の施設は、環境基準に照らし、当分の間、適切な状態を維持します。

【管理運営】

施設の管理運営業務への民間活力の活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

14. サンライズクリーンセンター、15. 岩国市日の出町最終処分場

耐震基準を満たしており、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

14. サンライズクリーンセンター、15. 岩国市日の出町最終処分場

サンライズクリーンセンターは、工場棟、管理棟などで構成し、一般廃棄物のごみ焼却施設として2019年に新耐震基準で建設し、建築から4年経過しています。岩国市日の出町最終処分場は、処理棟、管理棟などで構成し、ごみの埋立て処理場として2002年に新耐震基準で建設し、建築から21年経過しています。

いずれの施設もごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保するため必要なことから、サンライズクリーンセンターの建物は、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。最終処分場の建物は、埋立て機能が継続する限り、必要な改修等を行い、継続使用します。

4. 岩国地域東エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設（3施設）

集会系施設（3施設）

1. 三笠供用会館、2. 川口供用会館、16. 東会館

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに、必要に応じて補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と施設改修等の支援の在り方を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～16	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
1. 2	適化法との関係整理									
協議先	1. 三笠町三丁目自治会、 2. 川口供用会館運営委員会、 16. 岩国市東地区自治会連合会									
担当部署	地域づくり推進課									

(2) 廃止について協議する施設（1施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（1施設）

4. 岩国市働く婦人の家

【対応方針】

老朽化が顕著となる10年後を目途に、施設の廃止について協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4	必要な修繕を行い、継続使用 機能移転・廃止に向けた協議									
協議先	昭和町一丁目第二自治会・東地区自治会連合会・ひがし文庫									
担当部署	商工振興課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（7施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（5施設）

6. 岩国市日の出公園（スパ・サンライズ）、7. 東小学校、8. 東中学校、12. 東放課後児童教室、14. サンライズクリーンセンター

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～14	保全計画の策定			計画に基づく対応						
6	管理運営手法の検討			検討結果に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・6.14.環境施設課、7.8.教育政策課、12.保育幼稚園課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（1施設）

11. 岩国市こども館

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（1施設）

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	保育幼稚園課									

15. 岩国市日の出町最終処分場

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき、必要な改修等を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15	必要な改修等を行い継続利用									
担当部署	環境施設課									

(4) 建て替え等の検討が必要な施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（5施設）

ア 消防団施設（1施設）

13. 麻里布分団第2部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

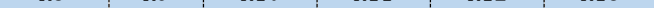
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
13	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	麻里布分団第2部									
担当部署	危機管理課									

イ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（2施設）

9. 岩国市太陽の家、10. ひがし保育園

【対応方針】

保育園の老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに、施設の建て替えについて検討します。岩国市太陽の家は、児童発達支援を行う事業所としての機能を継続し、建物は、隣接するひがし保育園にあわせて対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9.10	 施設の建て替えについて検討			 検討結果に基づく対応						
担当部署	保育幼稚園課									

ウ 施設の在り方検討（2施設）

3. 東供用会館

【対応方針】

東エリアの地域づくり拠点施設として、当面、継続使用しますが、老朽化が顕著となる 10 年後を目途に、施設の在り方について検討します。令和 7 年度までに、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3										
協議先	岩国市東地区自治会連合会									
担当部署	地域づくり推進課									

5. 岩国市営立石プール

【対応方針】

施設の老朽化が顕著であることから、近隣の学校プールへの機能移転を含めて令和 7 年度までに今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5										
協議先	指定管理者、地元自治会									
担当部署	文化スポーツ課									

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和 14 年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に改定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の使用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、東エリアの公共施設（譲渡対象施設を除く。）では、岩国市働く婦人の家、岩国市営立石プールに指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

